

【参考資料】

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源分) 109,870千円
※国からの通知(平成26年1月24日付け総税都第2号)に基づき、地方消費税交付金の2/12として機械的に算出。

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 355,801千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名 (拡充した内容)	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他	
少子化対策	在宅介護支援事業 ・在宅介護慰労金新設	4,800				4,800	
	保育士修学資金貸付事業 ・修学資金貸付制度新設	4,800				4,800	
	私立保育所保育事業 ・第3子以降保育料軽減制度拡充	0			△ 20,773	20,773	
	第3子以降保育料軽減事業 ・制度拡充	3,775				3,775	
	保育緊急確保事業 注① ・国庫補助負担金事業(詳細未定) (小規模保育所運営支援・認可外施設の認可化移行支援、保育士確保のための処遇改善、放課後児童クラブの開所時間延長、地域子ども子育て支援関係、その他)	111,178	76,384			34,794	
	保育所運営費・児童入所施設措置費等 注② ・国庫補助負担金事業(詳細未定) (受入児童数の拡大に伴う増加分、家庭的な養育環境の推進や受入れ児童数の拡大に伴う増加分、育児休業の給付率引き上げによる給付費の増加分)	36,240	25,734			10,506	
医療・介護	介護認定事務費 ・介護認定調査委託料単価改正	745				745	
	国民健康保険特別会計繰入金 ・児童・福祉医療市単独助成分	4,538				4,538	
	福祉医療給付事業 ・制度拡充	25,030	10,829			10,804	3,397
	地域医療連携事業 ・診療所医師増員	3,494				3,494	
	ストップ・ザ生活習慣病対策事業 ・若者健康診査新設	416				408	8
	休日診療所管理運営費 ・医療用設備整備	1,512				1,512	
	診療報酬の見直し 注③ ・国庫補助負担金事業(詳細未定)	17,012	14,988			2,024	
	地域支援事業の拡充 注④ ・国庫補助負担金事業(詳細未定)	2,072	1,542			530	
	国保等の保険料軽減制度の拡充 注⑤ ・国庫補助負担金事業(詳細未定)	29,493	22,120			7,373	
	難病対策 注⑥ ・国庫補助負担金事業(詳細未定)	11,566	12,626			△ 1,060	歳入との調整
小児慢性特定疾患対策 注⑦ ・国庫補助負担金事業(詳細未定)	2,747	2,217			54	476	
社会保障4経費の公経済負担増分	96,383	58,890			0	37,493	
計	355,801	225,330	0	△ 20,773	109,870	41,374	

※注①～⑦については、国の予算から推計した理論値で、制度の詳細が未定のため必要に応じて補正予算で対応します。